事業承継支援のための
税制改正に関する要望

平成 17 年 9 月

名古屋商工会議所

わが国経済の根幹をなす中小企業の数は、法人・個人事業所をあわせると460万余にのぼり、全企業数の99.7%に達している。中小企業は、日本経済の活力の源泉であるが、その数は年々減少を続けており、中小企業数を平成13年度と平成16年度で比較すると、その間の新規開業を除き56万件余の企業が減少している。これは中小企業をとりまく経営環境の厳しさを如実に示しており、倒産以外の廃業・解散など企業継続を断念せざるを得ない実態が浮かびあがる。

これら中小企業の非継続は、地域社会に雇用の減少、市街地の空洞化、生活環境の悪化など大きな影響を及ぼし、地域社会の衰退を招いていると言わざるを得ない。事業の継続には、企業個々の経営努力によるところが大きいが、世代交代による事業承継がスムーズに運ぶよう支援する施策、諸制度の充実は不可欠である。

相続税・贈与税の数次の改正は、中小企業の事業承継による税負担を軽減してきたが、基本的に事業用資産は個人への最終課税である相続税課税による富の再配分になじむものではない。事業承継を前提としたとき、事業用資産は事業継続に不可欠な資産であること、通常その多くは資金調達の担保とされていることから、売却処分が不可能で実質的に担税力がない。したがって、本来、事業用資産は事業継続を前提として相続税法上非課税とされるべきである。

また、非公開会社においては、相続を待たずに事業承継のための株式譲渡が売買等を通じて行われているが、これに対する所得税課税もさらに軽減し、相続人以外の事業承継者への経営移行を促進する税制改正も同時に実施すべきである。

もとより、事業承継はひとり税制改正のみで足りるものではなく、民法、商法などの関連法制度とともに包括的な制度として整備する必要があるが、中小企業の「第二創業」ともいえる事業承継への意欲を損なうことのない税制措置が望まれる。

以上をふまえ、平成18年度の事業承継支援のための税制改正について最も重要なことは、事業用資産と一般資産との区分による抜本的改正である。そのなかで、平成18年度改正においてこれを実現しえないときには、少なくとも近い将来の抜本的改正に向けた移行措置として、事業用資産の相続税評価方法の改正、物納基準の緩和等を下記のとおり要望する。

記

１．事業用資産と一般資産との区分による抜本的改正

事業用資産は企業が継続していくうえでの基本的な経営要素であり、一般の財産とは性格を異にするものである。特に中小企業においては、所有と経営が分離されておらず、相続時に一般資産と同様に相続財産として課税されたとき、事業承継者にとって事業用資産の特異性から相続税の納税のためにこれを売却処分できず、実質的に担税力がないため納税資金を他の一般資産の処分に求めざるを得ない。事業承継者に処分できる一般相続財産があればよいが、そうでない場合は納税資金に窮することとなり事業承継への意欲をそぐ結果となる。

そこで事業承継を「第二創業」ととらえ、地域社会の雇用確保、市街地の活性化、生活環境維持など、中小企業の活力を生かすためには、事業用資産を経営の継続を前提に相続税法上、一般資産と区分し、非課税財産とすることを是非とも実現されたい。

２．事業用資産の相続税評価方法の改正

１）取引相場のない株式の評価方法の改正

取引相場のない株式については、中小企業の実態を反映し数次の改正を経てきたが、さらに次の改正を要望する。

① 株式評価の基礎となる大会社・中会社・小会社の区分による株価算定のウエイト付けを廃止し、類似業種比準価額と純資産価額の２つの方法に加え、収益還元価額の３つの方法のうち最も低い価額とすること。

② 類似業種比準価額の算出にあたっての会社の規模に応じた斟酌率を 0.5 に統一すること。

③ 類似業種比準価額方式において使用されている「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」の標本会社を明らかにすること。また、標本会社として不適当であるか、そのよるべき業種区分が妥当性を欠く場合は、評価会社が自ら標本会社を選択できる道を開くこと。

２）小規模宅地等の評価の特例

特定事業用宅地については面積制限をはずし、事業に必要とされる宅地については全て減額の対象とされたい。

３．物納基準の緩和

取引相場のない株式の物納の基準には、相続財産のほとんどが当該株式で占められること、あるいは当該法人の経営内容の適格性、買い戻し条件などの厳しい要件が課されていることから、この基準を緩和されたい。

４．非上場株式の譲渡益課税

円滑な事業承継を支援するため、非上場株式の譲渡益課税について、現行の税率 15%（住民税 5%）を上場株式と同様 7%（同 3%）とされたい。

５．自己株式のみなし配当課税

商法改正により自己株式の取得が緩和されたが、非上場株式の発行会社への売却については相続後を除き、みなし配当として課税される。

このため、事業承継の円滑化を図るために、このみなし配当課税を廃止されたい。

以　上

（　参考：取引相場のない株式の評価方法の補足事項　）

株式評価の基礎となる大会社・中会社・小会社の区分は、３つの業種区分、総資産価額、従業員数、取引金額によって判定されるが、分社化など法人の組織形態の相違、オフバランス取引の有無、取引慣行による取引金額の膨張、アウトソーシング・派遣社員の活用などにより区分の妥当性が失われている。

したがって、会社規模に依拠する評価方法のうち、類似業種比準価額と純資産価額のウエイトづけを廃止し、さらに類似業種比準価額と純資産価額の２方法に加え収益還元価額を加えた３方法のうち最も低い価額とすべきである。また、類似業種比準価額の算出にあたって会社の規模に応じた斟酌率を小会社の0.5に統一すべきである。これは、評価リスクが会社規模で大きく変わるものでないことによる。

さらに、類似業種比準価額方式では、株価の算定を、公表される「類似業種比準価額計算上の業種目及び業種目別株価等」によって行っているが、業種区分が経済社会の変化の実態に合わない場合、また標本会社の公表がされていないため、評価会社と標本会社の業種に妥当性が見られない場合がある。よって、標本会社の選定にあたって、評価会社が自ら標本会社を選択できる道を開くことが強く望まれる。